

神山町産材を住宅等の新築・増改築、事務所・店舗などに使用すれば補助金が出ます。

施工場所は徳島県内なら「**どこでも**」可能。

木材は神山町内で(伐採・製材)され、それを証明された**認証木材**です。

交付の条件は次のとおりです。

1 新築の場合(誰でも可、居住用)

- ・延床面積が33m²以上であること(5m³以上使用)
- ・併用住宅の場合は、延床面積の1／2以上を居住の用に供しており、居住部分が補助対象
- ・補助額 製材品1m³当たり**3万円**
- ・限度額 60万円(町外地30万円)

2 増改築の場合(誰でも可、居住用 増築とは建増し、改築とは全部または一部建替え)

- ・延床面積10m²以上であること(1m³以上使用)
- ・補助額 製材品1m³当たり**3万円**
- ・限度額 増築50万円(町外地25万円)
改築30万円(町外地15万)

3 店舗・事務所等の内装を木質化する場合

- ・補助額 表面積1m²当たり**5千円**
- ・限度額 50万円(町外地25万円)

いずれの場合も、使用する製材品には**町産認証木材の証明書**が必要です。

神山町産業観光課が所管する「若者定住支援住宅等」の補助金と併用できます。

ご相談は、産業観光課林業係まで 電話088-676-1118